

聖籠町告示第33号

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱（平成19年聖籠町告示第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「医療保険各法に規定する療養」を「法第54条に基づき支給認定を受けた自立支援医療」に改める。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第3号又は第4号のいずれかに該当する者

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別記様式第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の聖籠町障害者自立支援医療に関する要綱の規定は、令和2年10月1日以降に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。